

事 務 連 絡

平成23年3月18日

各

〔	都道府県	〕	地域保健主管部局 御中
	保健所設置市		
	特別区		

厚生労働省健康局総務課地域保健室

放射線の影響に関する健康相談について（依頼）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の大震災であり、多くの尊い命が失われる等、様々な健康被害が発生しています。また、福島原子力発電所の事故に伴い、その周辺では住民への避難や屋内退避の指示がでています。

こういった状況を受け、福島県外においても、福島原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内から他県に避難した方や避難・屋内退避圏を通過した方で、放射線の影響に関する健康相談を希望する方々がおられると想定されます。これらの方々については、福島原子力発電所事故発生以降の行動などの聞き取りを行った上で、放射性物質による表面汚染に関するサーベイランスを実施することが望ましいと考えられます。

また、避難・屋内退避圏内に滞在したことはないが、原子力発電所事故の健康影響が心配である等の理由で、健康相談を希望する方々もおられると想定されます。これらの方々については、基本的に、原子力発電所事故による健康影響を懸念する必要性は低く、サーベイメータによるサーベイは不要であることを十分に説明する必要があります。

つきましては、保健所等において住民の方々からの相談状況に応じた体制の整備を図るなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

住民の方々への対応の流れの例を、別紙1に示していますので、参考として下さい。
被ばくに関する健康相談の状況については、別紙2の状況調査票により、ご報告をお願いいたします。なお、放射線技師の派遣やサーベイメータの貸し出し等については、別添1により、社団法人日本放射線技師会へ協力の依頼を行っておりますので、各地域の放射線技師会に対し協力を要請することも可能です。

また、被ばくに関する健康相談に資する基本的な情報やQ&Aを別添2に取りまとめておりますので、ご活用ください（3月15日付事務連絡「被ばく対策の情報について」に情報を追加しました）。

<照会先>

厚生労働省健康局総務課地域保健室

地域保健室長補佐 後藤

電話（代表）03-5253-1111（内2394）

（直通）03-3595-2190

放射線の影響に関する健康相談の流れ

別紙1

